

外国為替及び外国貿易法の適法性確認に係るお願い

1. 確認が必要となる事項

- 事前にお客様から信用状に基づくお取引に関する情報をご提供いただきます。
なお、制裁措置に関する確認には時間を要するため、お取引に関する情報をご提供いただいてから、信用状の発行が2銀行営業日以降となる場合がございます。
- 「輸入許可証」、「原産地証明書」、「売買契約書」、「インボイス」、「船荷証券」等の資料（一又は二以上の資料により原産地及び船積地が確認できるもの）を当行へご提示ください。
- 輸入代金の決済であって、「船積地」（仲介の場合はさらに「貨物の仕向地」）等が北朝鮮の隣接都市〔表1〕に該当する場合、北朝鮮向けの外国送金でないことをお尋ねします。

〔表1〕 北朝鮮の隣接都市	
国名	都市名
中国	丹東 (DANDONG)
中国	延吉 (YANJI)
中国	琿春 (HUNCHUN)
中国	大連 (DALIAN)

※ 船積地を記載していただく場合は、必ず船積地の属する都市名をご入力ください（船積地とは国名ではなく船積地の属する都市名を指します）。

- 送金理由が輸入代金又は仲介貿易の決済代金であって、北朝鮮が原産地又は船積地となる場合は、併せて「輸入許可証」をご提示願います。

2. お取り扱いできないケース

- 信用状に基づくお取引に関する情報をご提供いただけない場合
- 「原産地および船積地」等が北朝鮮でない且当行が確認できない場合
- 「北朝鮮関連規制」、「イラン関連規制」に該当する取引ではないと当行が確認できない場合
- 商品が対象品目〔表2〕に該当する場合

〔表2〕 対象品目			
赤貝	うにの調整品	さるとりいばらの葉	なまこの調整品
あさり	えび	しじみ	はまぐり
あわび	かれい	ずわいかに	ひらめ
うに	けがに	たこ	まつたけ

以上